

船橋市委託設計業務等監督要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市建設技術委員会内の建設技術幹事会を構成している各所属が発注する建設事業に係る委託設計業務等（土木設計業務、建築設計業務、測量業務及び地質土質調査業務）の監督に関し必要な事項を定め、統一的な監督業務の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「監督職員」とは、船橋市契約規則第37条第1項の規定により監督を行う職員で、総括監督員、主任監督員及び監督員をいう。

2 部長とは、委託設計業務等主管課の属する部の長をいう。

3 委託設計業務等主管課とは、委託設計業務等の設計及び監督を担当する課をいう。

(監督)

第3条 部長は、船橋市契約規則第37条第1項の規定により監督を職員に命ずる場合は当該委託設計業務等主管課の職員から指定する。

(監督職員となるべき職員)

第4条 監督職員は、原則としてそれぞれ当該各号に掲げる職員から部長が指定する。

(1) 総括監督員は、当該委託設計業務等主管課の長とする。

(2) 主任監督員は、係長またはこれに相当する職以上のものとする。

(3) 監督員は、委託設計業務等の担当者とする。

2 部長は、前項の規定にかかわらず、委託設計業務等の規模及び技術的条件を勘案し、必要がないと認めるときは、主任監督員又は監督員を置かないことができる。

3 前項の規定により、主任監督員を置かない場合における監督員は主任監督員業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は監督員の業務を、それぞれあわせて担当するものとする。

(指揮監督)

第5条 総括監督員は、部長の命を受け、主任監督員及び監督員を指揮監督する。

2 主任監督員は、総括監督員の命を受け、監督に係る事務を処理し、監督員を指揮監督する。

(監督職員の責務)

第6条 監督職員は、厳正かつ公平に監督を行うとともに、受注者と協力して地元関係者との間において紛争が生じないように配慮しなければならない。

2 監督職員は、監督の実施にあたっては、受注者の業務を不当に妨げること

のないようにするとともに、監督の実施により知り得た受注者の業務上の秘密に属する事項は他に漏らしてはならない。

(受注者への通知)

第7条 部長は、監督職員を選任したときは、監督職員通知書(第1号様式)により受注者へ通知をしなければならない。

2 部長は、監督職員を変更したときは、監督職員変更通知書(第2号様式)により受注者へ通知をしなければならない。

(書類の整理、保管)

第8条 監督員は、委託設計業務等関係図書等を整理し保管しなければならない。

(受注者への指示)

第9条 監督職員は、受注者に対し指示し、承諾し、協議し、提出を求め、又は通知する場合は、書面(委託打合せ簿等)に記録しなければならない。

2 指示する内容が重要な事項又は重要な変更に係る事項は、あらかじめ総括監督員の決裁を受けなければならない。ただし、災害防止等緊急やむを得ない場合は、臨機に指示した後、速やかに総括監督員に報告をするものとする。

(各種施策の推進)

第10条 監督職員は、公共事業コスト縮減、公共事業の安全、建設副産物のリサイクル、VE等、各種施策を積極的に推進するとともに、所定の書類を作成し、又は報告書等の提出を行わなければならない。

(監督職員の引継ぎ)

第11条 監督職員の交替があったときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を速やかに引継ぐものとする。

(職員以外の者による工事監督)

第12条 部長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して委託設計業務等の監督を行わせる場合は、この要領を準用し、監督業務を適正に行わせるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の前日に契約した委託設計業務等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に契約した委託設計業務等については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和元年12月1日から施行する。

第1号様式（第7条第1項関係）

船 号 外
令和 年 月 日

（契約の相手方）

住所

氏名 様

船橋市長

（公印省略）

監督職員通知書

平成 年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の委託について、下記のとおり監督職員を通知する。

記

1. 委託業務の名称

2. 所 属

3. 監督職員

総括監督員・職氏名

主任監督員・職氏名

監督員・職氏名

第2号様式（第7条第2項関係）

船 号 外
令和 年 月 日

（契約の相手方）

住所

氏名 様

船橋市長

（公印省略）

監督職員変更通知書

平成 年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の委託について、下記のとおり監督職員を変更したので通知する。

記

1. 委託業務の名称
2. 所 属
3. 変更監督職員

総括監督員・職氏名

主任監督員・職氏名

監督員・職氏名